

知立市公共工事に要する経費の前金払取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市が発注する公共工事の適正な施行と促進を図るため、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）附則第7条及び知立市予算決算会計規則（昭和63年知立市規則第6号）第68条第2項の規定に基づく前金払に関する事務の取扱いについて定めるものとする。

(前金払の対象)

第2条 前金払の対象は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する公共工事（以下「公共工事」という。）のうち、契約金額が1件130万円を超えるものとする。

(前金払の割合等)

第3条 前金払の割合は、次の各号に掲げる公共工事の区分に応じ、当該各号に定める割合以内とする。

(1) 土木建築に関する工事（次号から第3号までに掲げるものを除く。） 契約金額の10分の4

(2) 土木建築に関する工事の設計、調査及び土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造又は測量 契約金額の10分の3

2 前項第1号に掲げる工事のうち、次の各号に掲げる要件の全てに該当する工事は、既にした前金払に追加して、契約金額の10分の2を超えない範囲内で、前金払（以下「中間前金払」という。）をすることができる。ただし、既にした前払金との合計額が契約金額の10分の6を超えないものとする。

(1) 工期の2分の1を経過していること。

(2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきとされている当該工事に係る作業が行われていること。

(3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が契約金額の2分の1以上の額に相当するものであること。

(4) 部分払の請求をしていないこと。

3 第1項及び前項の規定により算出した金額に1万円未満の端数が生じた場合は、当該端数の額は、これを切り捨てるものとする。

(前金払の有無等の明示)

第4条 前金払の対象となる工事及び前金払の割合については、入札（見積）条件としてあらかじめ入札（見積）参加者に対しこれを明示するものとする。

（複数年度にわたる契約における前金払及び中間前金払）

第5条 継続費に係る2年以上にわたる契約における前金払及び中間前金払は、当該契約に基づく各会計年度の年割額に応じた出来高予定額に対しそれぞれ第3条の割合を適用するものとする。この場合において第3条中「契約金額」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額」と、「工期」とあるのは「工期（最終の会計年度以外の会計年度にあっては、各会計年度末）」と、「当該工事」とあるのは「当該会計年度の工事」と読み替えるものとする。

2 繰越明許費に係る翌年度にわたる契約における前金払は、契約締結の会計年度に契約金額の総額に対して行うことができるものとし、中間前金払は、契約締結の当初における契約金額の総額に対してすることができる。

3 債務負担行為に係る2年以上にわたる契約における前金払及び中間前金払は、当該契約に基づく各会計年度の債務負担行為の年割額に応じた出来高予定額に対しそれぞれ第3条の割合を適用するものとし、第3条中「契約金額」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額」と、「工期」とあるのは「工期（最終の会計年度以外の会計年度にあっては、各会計年度末）」と、「当該工事」とあるのは「当該会計年度の工事」と読み替えるものとする。

4 第1項及び前項の場合における契約の翌年度以降の前金払については、当該前金払を行おうとする年度の前年度までの出来高予定額が達成されていることを確認した後に行うものとする。

（前払金の請求）

第6条 前金払を受けようとする者は、前払金請求書に、法第2条第4項に規定する保証事業会社と同条第5項に規定する前金払の保証について保証契約を締結した保証証書（以下「保証証書」という。）を添えて前払金の支払を請求することができる。

2 前条の規定にかかわらず、契約締結の日（継続費又は債務負担行為に係る契約の契約締結年度以外の年度にあっては、当該年度の初日）から40日を経過した公共工事について、前払金の支払を請求できない。

（中間前金払の請求）

第7条 中間前金払を受けようとする者は、支払の請求に先立ち中間前金払認定請求書に工事履行報告書及び工程表を添えて、第4条第2項各号に掲げる要件を備えていることの認定を請求するものとする。

2 前項の請求があったときは、原則として7日以内に認定を行い、当該認定の結果を中間前金払認定調書により認定を請求した者に通知するものとする。

3 中間前金払を受けようとする者は、前号の認定を受けたときは、中間前金払請求書に中間前金払認定調書の写しと保証証書を添えて中間前金払の支払を請求することができる。

(前払金の支払)

第8条 前払金及び中間前払金の支払は、請求書を受けた日から14日以内に支払うものとする。

(契約金額の変更に伴う前払金の増減)

第9条 公共工事の内容の変更その他の理由により契約金額を著しく増額した場合にあっては、増額後の契約金額の第4条に規定する割合に相当する金額（中間前払金の支払を行っているときは、増額後の契約金額の第4条に規定する割合に相当する額及び増額後の契約金額に対する中間前払金の合計額）から支払済みの前払金の額を差し引いた額以内の額を前払金として支払うことができる。

2 前項の規定による前払金の支払については、第7条の規定を準用する。この場合において、同条中「前払金の」とあるのは、「増額分の前払金の」と読み替えるものとする。

3 公共工事の内容の変更その他の理由により契約金額を著しく減額した場合にあっては、支払済みの前払金の額が減額後の契約金額の10分の5（中間前払金の支払を行っているときは10分の6とし、第4条第1項第2号の公共工事にあつては10分の4とする。）を超えるときは、その超過額を市長の指定する日までに返還させることができる。

4 第1項及び前項の場合において、契約残工期が40日未満のときは、前払金の増額又は減額を行わないものとする。

5 第1項、第2項及び前項の規定にかかわらず市長が必要と認めたときは、前払金の増額又は減額を行わないものとする。

6 第2項の場合において同項に規定する日までに前払金の返還がなかったときは、同項の日を経過した日から返還の日までの日数に応じ、同項の日における政府契約支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき、財務大臣が決定した率を当該前払金に乗じて計算した額を利息として付することができる。

(部分払をする場合の前払金の精算方法)

第10条 前金払をしたときにおける部分払の額は、部分払しようとする額から前払金の額に出来高の割合を乗じて得た額を差し引いた額とする。

(義務違反による前払金の返還)

第11条 次の各号のいずれかに該当するときは、前払金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 前払金及び中間前払金を当該公共工事以外の目的に使用したとき。
- (2) 受注者がその契約義務を履行しないとき。
- (3) 当該公共工事の契約を解除したとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。

2 前項の場合において、前払金を受けた日から返還の日までの日数に応じ、前項が生じた日における政府契約支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、財務大臣が決定した率を当該前払金に乗じて計算した額を利息として付することができる。

附 則

この要領は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

様式一覧

様式第1	前払金請求書
様式第2	中間前金払認定請求書
様式第3	工事履行報告書
様式第4	中間前金払認定調書
様式第5	中間前払金請求書